

農業用ドローンの普及拡大に向けた官民協議会 設置要領

2019年3月18日

1 名称

農業用ドローンの普及拡大に向けた官民協議会（以下「協議会」という。）

2 趣旨・目的

マルチローター型を中心とする航行の安定性の高いドローンの開発・普及が世界的に進んでおり、農業分野においても従来から期待されていた平地の土地利用型農業だけでなく中山間地域での省力化活用に向けた機運も高まっている。

また、農業の成長産業化に向け、ドローン分野のイノベーションを取り込むことは極めて重要であり、その技術開発、実証、普及の拡大が急務となっている。

このため、官民が連携し、関係者のニーズやシーズをくみ取りながら農業用ドローンの普及拡大に向けた取組を強力に推進する。

3 活動内容

農業用ドローンの普及拡大に資するため、

- (1) 農業用ドローンに係る新技術等の収集、共有、会員内外への発信
- (2) 現場で利用の支障となっている規制等に関する情報、意見の収集、交換
- (3) 運行の安全に係る情報や事故情報の収集・会員内外への提供等を行う。また、協議会の活動を円滑に行うため、インターネット上にウェブ官民協議会を設置する。

4 運営事務局および会員

(1) 事務局

協議会に係る運営事務は、農林水産省生産局が行う。

(2) 会員

農業者、民間事業者、関係団体、研究機関、地方公共団体、関係府省庁であって、以下の各号に該当する者であること。

- ① 2に定める目的に賛同し、3の活動に協力すること。
- ② 会員相互で、提供情報を共有することに同意していること。
- ③ 反社会的勢力に該当しないこと、および反社会的勢力と関わりを持たないこと。

(3) 入退会

- ① 入会をしようとする者は、入会届を提出し、事務局に受理されること。
- ② 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、退会とする。
 - ・事務局に退会届の提出があったとき。
 - ・所在不明となり、事務局から連絡がとれないとき。
 - ・会員であることが著しく不相当であると事務局が判断したとき。

5 その他

- (1) この設置要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、事務局で決定する。
- (2) 事務局は、設置要領を変更した時は、速やかに会員に周知する。
- (3) 協議会の活動に係る会員への謝金および交通費は支給しない。